7 仙台空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項から第五項までに規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び前項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

8 大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

9 那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官（仙台空港事務所を除く。）、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2 （略）

3 新千歳空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4～14 （略）

15 航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（東京空港事務所の航空管制運航情報官にあっては、二人）を先任航空管制運航情報官とする。

16 航空管制通信官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を先任航空管制通信官とする。

17～28 （略）

（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。

2 新潟空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

3～5 （略）

6 新潟空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第四項に規定するもののほか、関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

6 仙台空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

7 大阪空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

8 那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2 （略）

3 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4～14 （略）

15 航空管制運航情報官及び航空管制通信官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ先任航空管制運航情報官及び先任航空管制通信官とする。

（新設）

16～27 （略）

（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。

2 新潟空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

3～5 （略）

6 新潟空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第四項に規定するもののほか、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）